

議事

1. これからの学校施設整備について
2. 教職員の働き方改革について
3. その他

議事録

(開会)

行政班長
(進行)

皆さんこんにちは。それでは定刻になりましたので、令和元年度第2回西海市総合教育会議を始めさせていただきます。まずは開会に当たりまして杉澤市長より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

市長

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。教育委員の皆様におかれましては、御多用の中、令和元年度第2回西海市総合教育会議に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の教育振興に御尽力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

本日の協議事項は、「これからの学校施設整備について」と「教職員の働き方改革について」検討を行うこととなっております。

学校施設の整備につきましては、委員の皆様も御承知のこととは存じますが、本市では、耐震改修について合併以来積極的に取り組んでおり、耐震補強工事は完了しております。

今後は、予防保全型の施設更新計画、長寿命化計画による大規模改修により、施設の老朽化対策の実施に向けて検討してまいります。

また、働き方改革につきましては、市内全小中学校におきまして、関係法令及び国から示されたガイドラインの周知徹底と働き方の見直しについて指導しており、定時退庁日の効果的な設定及び運用などに努めております。

本日は、ハードとソフトの面から、皆様と一緒に教育行政について協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

行政班長

市長ありがとうございました。本日の会議ですが、一応、目途といたしまして、午後4時45分までには終了したいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは早速議事に移りたいと存じますが、ここから先の進行は市長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

市長

本日は教育委員会より、「これからの学校施設整備について」及び「教職員の働き方改革について」の議題をいただいております。まず、これからの学校施設整備について、教育総務課のほうから説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、これからの学校施設整備について説明させていただきます。本資料の1ページを御覧ください。まず、学校施設の現状と課題についてですが、安全・防災面から「進む老朽化と安全対策」についてです。本市は、小学校11校、中学校4校、小中併設校2校の計17校の学校を設置しており、校舎は52棟で、延床面積は40,565㎡となっています。建築年別の整備状況は、資料1に示すとおりで、床面積比として、築50年以上の施設は全体の約11.2%、築40年以上の施設は、昭和50年代に学校建設のピークがあるため約62.7%、築30年以上の施設は約94.0%を占めています。また、昭和57年に建築基準法が改正され、それ以前の旧建築基準法により建築された学校施設については耐震化が必要で、資料2に示すとおり、耐震補強工事は完了していますが、その反面耐震化への対応を優先させたため、老朽化対策が進んでいない状況です。

一方、屋内運動場は、21棟で、延床面積は15,168㎡となっています。屋内運動場の建築年別の整備状況も、資料1に示すとおりで、床面積比として、築40年以上の施設は全体の約40.2%、築30年以上の施設は約88.4%で、全ての屋内運動場が築20年以上の施設となっています。屋内運動場は、災害発生時の避難所に全ての施設が指定されており、不特定多数の市民の利用を念頭に置くと、学校施設としての整備はもとより、避難者の安全を確保するための対策や、避難生活での環境面に配慮した設備の整備など、避難所としても機能するよう整備を進める必要があります。給排水設備やトイレの洋式化、多目的トイレの設置が課題となっています。また、照明については水銀灯を使用していますが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が平成27年に公布され、2020年末までに製造が禁止されることとなりますので、メタルハライドランプやLED照明などへの計画的な切り替えが必要となります。

次に、学習・生活面①の「多様な学習内容、学習形態への対応」についてです。パソコンをはじめとする情報機器の活用やそれに対応した通信回線の整備、社会のグローバル化に対応した学習内容など、今後求められる学習形態に柔軟に対応できる学習環境を整えることが必要となります。各学校からインターネット網への接続は、市内の一部の地域で超高速通信網（光回線）が提供されていますが、ICTを活用した高度な遠隔授業の導入やインターネットを活用した授業、統合型校務支援システムの導入など、通信速度が支障となっています。このような状況を踏まえ、市では、離島を含む市内全域に光ファイバーによる超高速通信網を整備する「さいかい光の道構想」を平成29年度から令和3年度の予定で実施しており、その進捗に応じて、資料3に示すとおり、高速インターネットへの接続が課題となっています。

次に、学習・生活面②として、「学校施設の機能改善や環境向上に向けた取組」についてですが、施設の耐震化を優先することにより、施設自体の老

朽化が進んでおり、内外壁、屋上防水、床、給排水設備等施設の改修が課題となっています。

1) のバリアフリー化についてですが、児童生徒だけでなく職員や地域住民の利用にも配慮した施設整備を進める必要があります。段差解消や手摺の設置、多目的トイレの整備など、バリアフリー化が進んでいない学校もあるため、今後整備を進めることが必要になります。2) のトイレ改修についてですが、トイレの整備状況は、資料4に示すとおりで、便器や配管などの更新が進んでいないため、トイレの洋式化、床の乾式化を含む全面改修を早期に行い、衛生面・生活面の向上を図ることが必要となっています。3) の空調設備（エアコン）についてですが、温暖化対策として、平成30年度に小中学校校舎空調整備事業を実施し、小中学校の普通教室は、整備率100.0%となりましたが、資料5に示すとおり、今後は特別教室への整備が課題となっています。

次に、学習・生活面③として、「環境に配慮した施設整備」についてですが、小中学校の屋外運動場の整備状況は、資料6に示すとおりです。表層土の流失や排水機能の低下が認められる学校もあるため、表層土の入れ替えや暗渠排水管の交換等が必要になっています。また、国の小学校学習指導要領並びに小学校施設整備指針に定められた授業等で使用する小学校の鉄棒・遊具等の整備状況は、資料7に示すとおりです。これまで部分補修で対応してきましたが、経年劣化に伴い更新の時期を迎えている学校が多いため、計画的に更新を図る必要があります。その際は、その他の遊具の撤去を含め、遊具、教具の種類を定めて整備するなどの検討が必要となっています。

次に、複合化・効率化として「地域の実情に応じた計画的・効率的な施設整備」についてですが、地域に開かれたコミュニティ施設などとして今後利用される予定の学校施設について、大規模な改修の際に、他の公共施設との複合化も視野に入れて検討する必要があります。1) のプール設備について、小中学校のプール設備の整備状況は、資料8に示すとおりで、昭和50年代に整備したプールは老朽化が著しいです。また、自校プールと市営プールの利用が混在しています。今後は、利用期間が限られる反面整備には多額の費用が必要であるため、学校プールの共同利用又は市営プールの利用を検討する必要があります。

次に、新たな教育制度として「小中高一貫教育への対応」についてですが、大崎地区小学校適正配置事業に伴い、新たな教育制度として、大崎中学校・大崎高等学校との小・中・高一貫教育の導入を推進方針として掲げています。一貫教育では、校舎の形態として一体型、隣接型、分離型に分類できますが、小・中・高一貫教育を効果的に実施するため、大崎小学校（仮称）を大島町蛤地区など大崎中学校周辺地へ改築することを将来的に検討する必要があります。

次に、2のこれからの学校施設整備について、1の学校施設整備の基本方針に基づき、「学校施設長寿命化計画」の策定に着手していますが、長寿命化計画の策定業務の結果を受けて、今後の学校施設の整備については、また計画を練り直すというふうな形で予定をしているところです。これまで説明したところをまとめたところが、本資料の4ページ、5ページ、6ページになります。4ページを御覧ください。下段のほうに記載をしておりますが、安全防災面では長寿命化の推進、それと、安全性に配慮した整備、避難所利用における整備という項目を上げ、外壁の塗装であるとか、屋上防水外部建具の改修、あるいは屋内運動場の照明灯の切り換え等をしなければいけないというふうに思っております。学習生活面では、学習環境の向上、生活環境の向上として、トイレの改修、あるいは、LEDへの照明や統合型校務支援システム導入が今後の課題というふうに認識しています。3点目の複合化・効率化としては、御説明したように、プールのあり方について今後見直しを図る必要があるというふうに認識をしております。最後に6ページの4改修順位づけの基本的な考え方として、長寿命化計画による劣化状況の調査結果と建築年次を一つ、過去の改修履歴を一つ、そして、学校適正配置計画の有無、これらを総合的に検討して、今後の改修計画を立てたいというふうに思っております。最後に資料11をお開きいただきたいと思います。今年度、中期計画として、計画を策定している小・中学校施設等整備計画の概要の内容についてお示しをしております。

令和元年度から令和10年度まで10年間の計画を立てております。それぞれ校舎そして体育館あるいは運動場というふうな形で計画を立てておりますが、これも先ほど説明したような長寿命化計画の策定の結果によって、これについては修正すべきところは修正をしたいというふうに思っております。どうしても、施設整備となりますと、多額な経費がかかかりますので、やはりその市全体の施設整備の計画の中に、どれだけこの学校施設の整備を計上できるかというところが、あろうかと思いますが、本日は、現在事務局で考えておりますこういった施設整備計画のあり方、考え方について御意見をいただければというふうに思っております。説明は以上です。

市長 はい、今、教育総務課のほうから説明をいただきましたけれども、皆様のほうから何か、御意見等がございませんでしょうか。

北島委員 御説明いただいた根拠というかですね、専門的な非常に、施設管理っていうのは専門的な分野になるものですから、専門外からなかなかこう難しいところもあるんですけども、例えばその、長寿命化計画の根拠となるような、基礎調査といいますかそういったのは内部でされているんでしょうか、それ

とも外部に委託されているのでしょうか。

教育総務課長 はい。ただいまの御質問についてお答えいたします。これは昨年度までは内部の職員で年に1回、各学校を訪問して施設の老朽化状況等については調査をしたところですが、国の通知、要請もありまして、今年度については外部委託をして、現在、調査を実施しているところです。

北島委員 そうすると、かなりこう精度の高いとかですね、老朽化の状況、それから今後の対応っていうのもこうやって見えてくるのかなというふうに思います。ちょっとそういった中で、一つ考えなくちゃいけないのが災害対応というところなのかなというふうに思います。今回も崎戸小学校のほうがですね台風被害に遭ったっていうのもありますけれども、今年、千葉県を中心に14都県にまたがったということなんですけど、台風も15号、19号、21号による台風被害がありました。多くはですね、私どもも関連する福祉施設が相当の被害に遭いまして、特に入居されている皆さんは社会的弱者ということで、避難が非常に大変な状況があったというふうに聞いております。また今でもですね避難生活されておられるんですが、やはり学校施設も一つの社会資源ということを考えていけば、今後その、公民館とかいろんなその避難所は整備がされているんでしょうけど、一つの地域の拠点としてのそういった考え方も今後出てくるのかなあと。それから一つちょっと教えていただきたいとか、停電に対応するということの中で言うとですね、まずそういった災害が起こると情報収集するということなので、電源が無くて、携帯ですとかスマホですとかパソコンとかですね、そういったもののなかなか情報が入手できないということが今回でも課題として挙げられておりました。そういったところで学校としての今後その災害への対応であったりとか、あるいは自家発電装置、設備あたり、この辺のところも考えていくべきなのかどうか、これは市長のお考えも含めてですね、教えていただければなというふうに思っています。

教育総務課長 まず、学校施設のそういった自家発電装置の整備状況なんですけど、実際その整備はですね、されていない状況です。まずは、市の施設として、やはりその自家発電装置を整備する優先順位が高い部分というのは、やはり災害対応をする本部の拠点ですね、そういったところは必要になってきますので、例えばその市役所の庁舎とかそういったところは、まずはその災害対応をしないといけないところでもありますので、そういったところについては、整備がされてるというふうに聞いております。

総務部長 私のほうから補足しますけども、市役所の場合は、当然、災害が発生した場合はその拠点となり、対策本部の拠点とならなければいけませんので、当

然その、停電になってもですね、現在のところ概ねその本庁も含めてですけど、大体その3日間ぐらいですね、いわゆる燃料を入れて停電になった場合は自家発電がそのまま起動しますので、その場合は、3日間ぐらいは燃料で持つような形になります。ただ、ずっと今後、先ほど北島委員が言われたように長い間そのような災害対応が続く場合はですね、本庁舎、であるとか、大崎地区のそういった総合支所であったりとかもですね、当然燃料を入れないと自家発電は使えないようになりますので、今回台風の大きなものが来ることに際してもですね、うちのほうからでも燃料の確保についてはですね十分できるように、当然その、どうしても対策本部のほうが中心になりますけども、そこが機能しないと、いろんな施設対応とか、災害対応もできなくなりますので、市役所としましてもその分だけはですね、確保するような形で現在のところは努めておりますけども、今後その各学校施設とかそういったものについてもですね、必要になってくると思いますが。

今、政策企画課のほうでやっています再生エネルギーの関係でもですね、いわゆるそういった再生エネをストックしてですね、使うっていう案もございますので、そういった再エネ計画の中でですね、全体的に市の総合計画の中でもそういった視点でですね、災害対応という面では、再エネの観点からも、一応今のところはその計画を考えているところです。以上です。

市長

今の教育総務課長とですね総務部長のほうからお話がありましたけれども、今の本庁舎にですね、その災害用の自家発電がございます。ここはやっぱり拠点となくなっちゃいけないという、これはもう、していくのは当然でありますけれども、北島委員が言われたように、その避難場所にも自家発電機は要るんじゃないかというようなこともございますけども、確かにそうおっしゃる通りだと思うんですけども、ただあの市の財政事情が難しく、しかしながらですね、50年、100年に1度というようなのがありますのでですね。これも地方からですね、やはり国に向けて、やっぱりそこらの支援というか、単独だととても出来ないということもありますので、そういうことをやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。また当面のですね。その発電装置というのは、例えば全館に例えば体育館においてですよ、全部電気を賄えということなくて、部分的にですね。そういうところをやはり今度、消防、施設等のですね、そういう議論を持っておりますので、そういうところなんかと連携しながら、一つこう対応していく、いかなければならないというふうには思っているところでございます。

北島委員

はい。ありがとうございました。学校施設全てについていう意味ではなくて、今、市長がおっしゃられたように、地理的、地勢的にですね、社会資源として避難所となりうるような、そういった施設に対して、それが体育館であっ

たりとか学校であったりっていう場合はですね、ぜひ優先順位を高くしていただければなと思いますし、最近ではE Vで、車の、実際その蓄電しているものを使うといったような実際そういった設計というかですね、そういったことも簡単に大きな工事が必要なくできるというようなこともあるみたいですので、いろいろ今後も研究が必要になってくるかなというふうに思います。

市長

そのE Vのほうですね、本当いい御提案御提言だと思うんですけども、これからですね、例えば公用車のですね、購入に際しては、これと別のことなんですけども、これから公用車の購入につきましては、今ある公用車ですね、これも全車、まずドライブレコーダーつけるということで、これから新しく購入する車につきましては、自動ブレーキを装備したものを車種を選定していきたいというふうに思っておるところでありますけれども、今、本当提言いただいたですね、E V車ということも、プラスと考えていけばですね、そういうところで、一つ一つ解決していくんじゃないかなという、良い御提言ありがとうございます。ほかに何かありませんか。

北島委員

今度、施設管理という観点からなんですけれども、最近、やはりその、費用を節減するという意味ではですね、いかに効率的に施設運用に係る費用を経費を抑えていくかと、例えば1番分かりやすい光熱費ですよ。そういった技術革新がどんどん出てきてまして、何ですかね、窓にシールを張るだけでも、断熱できたりとかですね、屋根っていうか屋根よりも外壁がいいらしいんですけども、それで相当その暖房費が削減できたとか、空調機器の中にナノ技術でもって、潤滑材を入れるとですね10%以上、まあ、うちでは20%ぐらいになったんですが、光熱費を抑制できたりとも、色んな技術ができてみたいなんです。やはりその学校でも相当のエネルギーを使うところもあるし、その維持管理費っていうのは非常に大きいのかなというふうに思いますが、そういった観点からも施設管理費という部分からも何か検証はされてるんでしょうか。

教育総務課長

はい。実際の施設の整備事業を計画するに当たっては、初期投資や改修費用だけではなくて、それ以降の維持管理費についても、やはり予算を要求する際には求められる部分があります。その中にその維持管理費も含めたところのトータルのコストで幾らかかるのかっていう視点もですね、実際その事業の内容を精査する際には必要ですので、そういった視点も持っていきたいなというふうには思っているところです。

市長

アイデアをいただきましてありがとうございます。ほかに何かございませ

んか。

寺本委員

光回線を運用を始めて、令和3年度までに全校に入れてくださるということで非常にこうありがたいなど。教育委員会の中でも結構やっぱり回線が早いことが大切だなどと言ってきたので、本当にありがたいなど、こう思っています。お願いというよりも、私たち教育委員会のほうの問題なんですけども、こうやってハードを非常に整備していただいて、そのほかにも、ICTも教育の現場に随分入れていただいています。人口や経済的な市のクラスからいうと、西海市、ずっと僕は進んでるだろうと思うわけですが、今度は私たちの問題としてソフトの面で、本当にこう先生たちがそういうものを、せっかく整備してくださったものを活用できるように、やっぱり努力していくことが大切だなあと、いっぺんには慣れない先生もいるんですけども。授業を見せてもらったりすると、やっぱりこうちゃんと使えると非常に効率が上がるということも見てきてます。そういう面で、整備をしていくことにお礼を申し上げながら、ソフトの面で私たちも力を入れていかなければと思っています。

学校教育課長

ありがとうございます。確かにですね、本市は、そのデジタル黒板でありますとかコンピューターの配置とか、その機材は他市から比べるとですね、よく配置をいただいていると思っています。実際それを活用できるかっていうところでの教員の能力でございますが、教員もですね、やっぱりこう、上手に活用できる教員の授業を見たりしながら、そういう活用ができるなっていうことと、または、実際に教材をつくる時にですねどうしても専門技術が要るので、本市にはそのICT支援員を配置いただいています。年間に各学校3回っていうことで限定ではあるんですけども、そのICT支援を活用することで、そのスキルもですね向上してきていると思っていますところ。以上です。

教育長

ICT活用の面はですね、しばしば授業を見ていて思うんですが、教師が終始しゃべって子供が聞いている時間が多いという昭和の一斉授業のスタイルがまだまだ見られる。だから、昭和の授業を今からの平成の授業、それから予測できない社会の授業にするには、もう先生たちが積極的にICT機器を授業で活用するしかないですよ。まずは自分たちで使ってみて、使う中で使い方もうまくなり授業も変わっていくんですよということをね、最近言っております。やっぱり忙しいとか新しいモノを入れることに対する抵抗感があるんですよ。だから、課長はICT指導員とか言いましたけど、まず自分の授業に使ってみようっていうところから始まるんじゃないですかね。授業も変わるんじゃないんですかね。

市長

私もパソコンで一生懸命ですけどね。自分のパソコンの能力の何%使ってるかということを考えても、ほぼ1割使いきらんですよね、いろんなのが、本当に機能がある。その電子黒板なんかもそうだと思うんですね。それで、電子黒板が持つてる機能を半分の機能でも、使いこなせるようになったらですね、もうかなり授業がすばらしい展開ができるんじゃないか、自分もそう思っておりますので、やっぱり是非ですね、寺本委員が言われたようにですね、そういう使う側ですね、そういう教育というのも大切だと思っております。そうやって初めて、この電子黒板とかIT使った、そういう教材がですね、生きていくと思っております。余談なんですけども、西海市役所内もですね、RPA、事務のロボット化ということなんですけども、これもあり、もう、この4、5年の間にですね、ガラリと変わると思うんですね。今、事務の作業は、それでもついていかなければならないと。前は最初パソコンが入ったころはアナログとデジタル、アナログしかできないちょっとデジタルできる人ですね境しか無かったけども、今度は逆にちょっとできるデジタル派ですよね、この人たちが今度は置いてきぼりになるというような状況になってくるのではないかと思いますので、これは本当に危機感を持ってね、市役所職員も一丸となって取り組んでいかんばいかなとやないかなと思っております。そういう面で教育界においてもですね、これは、もうそこまでも変化が来てるよという危機感をですね、持っていただきたいなというふうに思っております。

教育長

学校整備全般ということですけど、この資料の1番の1ページ目、2ページ見たらですね、本当、分かりやすい資料を上手に作っておらすなあと思うんですね。1ページ見ても30年以上がたくさんあり、2ページ見ても、30年以上があると、これはもう本当計画的にやっていかないといけない部分ですし、二つ目はさっき出た崎戸小の体育館の屋根みたいに、あんなのはもう、穴があいて使えないわけですからスピード感を持ってやっていかないといけないと思うんですけど。あと大事なことは、校長先生たちに管理意識をしっかり持っていていただきたいと思うんです。施設の瑕疵だけが人が出たとか、施設の点検不足だけが人が出たとか、そういうのはないようにしてください、日常点検はよろしく願いますという部分と、もう一つは、古いけど大事に使うっていうのが子供たちの教育になると思うんですよ。古いけど掃除を一生懸命してきれいに使いましょうとか、大切に使いましょうとか。そういう道徳的な面もあると思いますので、さっき最初言いました計画的にはやっぱり進めていこうと思いますけど、それはもう当然長い期間かかります。その中で安全点検はしっかりしまししょう、施設の管理はしっかりしまししょう、子供たちにも大切に使用してもらいましょうということですね。

北島委員

実はうちのですね1番最初の施設っていうのは昭和51年にできたんですよ。40数年たって改修したんですね。当然その耐震検査しましたところ、全く問題なかったもんですから、そこから今度耐用年数がですね、50年にまた延びるんですよ。つまりほぼ100年使えるんですね。これ、建築年数別のやつが出てますが30年40年以上っていうのがどんどんこう出てきてはおりませんが、単純に建て替えていうのではなくて、今のほんと建築技術では相当大型改修でですね寿命を延ばせるし、さらに機能性が非常に高くなると言ったような考え方も一つあるのかなというふうに思いますし、またもう一つ今後やはりこう、人口減少の中で学校が地域の中における役割っていうところでコミュニティスクールのほうもですね、今ずっとこう進めておられますけれども、やはりその、地域の拠り所になるように。例えば、図書館の機能を地域住民に対してのですよ、図書館の機能を持たせたり、公民館の機能を複合的に持ったりとかいったような、新たな使い方っていうのも同時にこう検討していけば、地域ごとに検討していけば、また有効な社会資源の活用にもつながるのかなというふうにも思いますので、一つ御意見としてよろしくお願ひします。

教育総務課長

はい、先ほどの北島委員がおっしゃった、要は耐用年数が延びるっていうお話ですね。最初、国の考え方としてもその施設については長寿命化を図るという考え方がありまして、今回その長寿命化計画を策定する将来的な目的として、現在鉄筋コンクリート造の校舎等については耐用年数が60年というのがあります。それを国の考え方としては80年まで延ばしていこうという考え方になります。要は長寿命化するのか、大規模な改修にするのかっていうところの判断もですね、この策定業務の中で出てくるような形になりますが、長寿命化の改修をするということであれば、国の補助事業も活用できるというふうな形になりますので、国においてもそういった考え方があるというところですね、御認識をしていただければというふうに思っているところです。

市長

日本もですね、全国、社会資本がですよ、道路そしてまた橋梁等はですね、もう、改修若しくは長寿命化やっていかないと、今まで、どんどんどんどん右肩上がりのときにですね、いろんなことを道路整備、橋梁整備などをですね、やっていただく中で、それが今ちょっと寿命が来ると、何とかしなくちゃいけないと言ってそれをやり変えるかという、そういうやりかえるようなもの財政力もないと、経済が昔みたいに右肩上がりじゃないですから、やっぱりそれを直していかなくちゃいけないという状況になっている。これは社会資本としても全て同じ条件であろうと思うんですね。もちろん新しい

のを作って、気持ちのいい環境で勉強するのが1番いいんでしょうけども、そうはなかなかいかないということで、今、教育総務課長のほうから意見がありましたけれども、国のほうも今、長寿命化ということを図っているということですね。これにまた補助が出るということであれば、もうそれを使ってやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

川南委員

すみません正直言って、もうこの問題は難し過ぎて私には。ちょっと頭の中で整理しながら聞いてはいるんですけど、本当に教育施設を維持管理するってことは、これからの子供たちの将来を考える上でも、ものすごく大切なことだし、本当に必要なことだと思います。私も教育委員の立場からすると、こういうことをもっと深く勉強しながら考えていかなければいけないなって思って、お互いの意見を聴かしていただきました。今、市長が長寿社会になってというお話をなさいました。直接メディアで問題になっていることは、学校教育に目を向けると、メディアの問題になっている学校教育に目を向けるというよりも、子供たちの生活のいろんな問題に目が向いていると思っています。虐待だったり、貧困だったり、そういうあれもとても大切であって、そして今、市長が言われた長寿の問題、本当にこの前も、何かの会議で出てきましたけど、これから高齢者に係る、もう半分近くになって来て。そういうことも大事な、ものすごく西海市においては特に高齢者の割合も多いので、頭痛めることかもしれないけども、その人たちの健康、1番最初に話が出ましたが、長生きしてほしい、生きがいを持ってほしい。そういう西海市であってほしいと思ってるし、いろんな方面から、西海市のことを考えていく上で、大切なことばかりで、あっちの話聞いてもそう、こっちの話聞いても大事だよってというような感じなんですけど、人を育てるってことを基盤にして、教育も考えていかなければいけないし、生涯学習のこともそうであるし、医療面もそうであるし、本当に幸せな西海市民、西海市に住んでよかったなということから、だんだん学校施設の話と離れていくと思うんですけども、難しい問題だになって、全て網羅しながら考えていって頭の中で、私は何か整理ができてない状況です。すみません。

市長

施設整備についてですが、普通教室の空調機器については完了しました。今後は特別教室の整備について検討するようにしています。他に何かありませんか。

村山委員

トイレの面ですよ。あの、学校としてはすごく西海市は本当に設備のほうを、建物自体は古いにしてもですね、いろいろ整えられて子供たちも学べる環境は大分整ってて、すばらしいと思うんですけども、トイレの面で

屋外とかがまだ0%、資料の4でいけばですね。洋式トイレというところで見れば、屋外の面ではまだほぼ0%に近いということで、まだ、ちょっと使う、ときどきやっぱり体育祭とかいった屋外トイレを使うときに、ちょっと気になるようなことがあったりしますので、そういう、環境という面ではトイレのほうも今後少しずつでも、やっていただけたらありがたいなと思います。

寺本委員

僕もトイレのことをこう表を見て気になってたんですが、まずは殆どの家庭がもう洋式になってると思うんですね。ですからそういう面で、学校においても子供たちが、学校で用を足すっていうだけでもちょっとプレッシャーがある上で、さらに和式だったらそれが、もっとハードル高くなるんじゃないかなって思うんですね。ですから、それも一つ調査してもらいたいと思いますし、この4ページの表を見たら、雪浦小学校は、校舎の中に二つしか洋式がないっていうのは、ちょっと僕は表だけでも問題だなあとか思いました。そういう中で、もちろん予算も関係してくることでありますから、いっぺんに改修ができなくても、上に乗せて洋式として使えるような物もあると思うんですね。当座、急場をしのぐにはそういうことも含めてこう、検討していただけたらありがたいなと思いました。以上です。

教育総務課長

市長よろしいでしょうか。トイレの洋式化の関係でお二方からですね、御意見いただいたところです。屋外トイレの洋式化の整備率についてですが、通常その学校の生活の中では、確かにその外での活動というのがあるんですけども、そういった子供たちについては校舎のトイレが利用できるというところで、逆に考えなければいけないのが社会体育での週末の活動ですね、そういったところなのかなというふうに思っているところです。

どうしてもやはり学校施設では、校舎の整備をやり、次に体育館をやり、屋外トイレを整備をするっていうふうな形で現在進めているところなんですが、御意見についてはですね、一応、事務局のほうでまた、検討させていただきたいなということです。それと、寺本委員さんのほうからポータブルトイレですね、それに対応をっていうことです。例えば怪我をして、やはり和式のトイレが使えるか難しいというお子さんがいて、その急場の対応ということでポータブルトイレはですね、実際配置をした学校もあります。そういったところで、それぞれ学校の実情に応じた形のヒアリングを行わせていただいて、そのポータブルトイレの対応ですね、これについても前向きに検討したいというふうには思っておるところです。

市長

このトイレの問題はですね、この、どれぐらいでしょう、これ15、6年、私も20年ぐらいの間ですかね、もう急激にやっぱり和式トイレが非常にきつ

いと。自分も和式は座りたくないんですよ。やっぱ自分がやりたくないという、ひと様にね。特に体育館をとります。今、教育総務課長のほうからですね、意見がありましたけれども、学校教育というよりも社会体育ですね、使う分、いろんな行事ごとですね、体育館に地域の人が集まる、もしくは地域以外ですね、例えばバレーボール大会等でもそから来るわけですから、そういうふうな、そういうときの非常にこう、皆は嫌がると思うんですね。僕、これは今回はもう学校施設ということでもありますけれども、そういう社会体育施設の中ですね、やはりこう、そういう大会が頻繁に開催されているところはですね、洋式化というのを先に進めていく必要があるかと思えます。学校の体育館もですね、これは本当、計画的にということでお答えさせていただきたいんですけども、もっとそうなければならないという気持ちはもう十分ございますので、はい。

市長 他によろしいでしょうか。次の議題に移ってよろしいでしょうか。はい。それでは、次に教職員の働き方改革について御説明を学校教育課のほうからお願いいたします。

学校教育課長 今、お配りしました資料が1枚目にですね、1枚本資料がございまして、1番、2番、3番っていう番号が付いているのが、資料でございまして、外していただいて見ていただいたほうが見やすいかなと思っているところでございます。それでは、説明をさせていただきます。

教職員の働き方改革っていうことで資料を準備させていただきました。目的としましては、1番の目的のところにも四角囲みで書いてあります。重要なところに下線を引かせていただいていますけれども、現在の教師の厳しい勤務実績を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直すっていうこと、そして最終的には、見直して生まれたその時間をですね、効果的な教育活動を行うことができるようにすること。子供たちと向き合う時間っていうのも作りましょうっていう話がございまして。これが目的でございまして。実際、ではどういふふうに変えるかっていうことで、平成31年1月25日に文科省から働き方についてのガイドラインが出されております。資料1のほうにその実物を付けております。資料1でございまして。これが上限に関するガイドラインということで、1月25日に出された文書でございまして。四角囲みに一応目安を2番のところに目安時間を書いていますが、実際のこのガイドラインのところで確認をさせていただきますと、2ページ目を御覧ください。教員の上限働き方の上限の目安時間、2ページ目の下のほうに下線を引いております。1か月の在校等時間の総時間から、条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間つまり超勤、超過勤務が45時間を超えないようにする、1か月45時間を超えないようにするというのと、1年間の超過勤務が360時間を超えないよ

うにすることというガイドラインが示されております。

ただし、特例ということで、次のページの3ページ目を御覧ください。3ページ目の上段に特例的な扱いとしまして、下線を引いているところなんですけれども、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合もありますので、その特例として1年間720時間を超えないようにするという特例が示されております。ただし、またその下のところにあるんですが、ひと月45時間という目安がありました。ただし、この場合ですけれど、45時間を超える月は1年間に6か月までとすることという条件がございます。さらにもう一つその特例として②にあるんですけれども、1か月の在校超過勤務なんですけれども、100時間未満である。幾ら720時間ということで、45時間を超えることがあっても、1か月に100時間を超えてはいけないということ。2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの期間について、平均が80時間を超えないようにするということとございます。具体的に説明しますと例えば4月に78時間だった、5月に70時間だったら、この場合は平均が80時間超えませんが、6月に93時間、100時間は超えませんが、平均をしますと80時間超えてしまいますので、この6月の93時間はだめというルールになります。そういった特例があります。

本資料に戻っていただいてよろしいでしょうか。本資料の2番にそのことを箇条書きで書いているところとございました。実際西海市の教職員の現状はどうかということで、これまでも働き方改革ということで、今年度もこの働き方改革にも取り組んでおりますし、昨年度もですね、ずっと言われておりましたので取り組んできているところで、30年度の状況と令和元年度の状況を比較できるような表を作ってみました。令和元年度が9月までの状況しかまだわかりませんので、比べるために30年度も9月までの表ということで。すいません、表の見方なんですけれど、30年度のほうで御説明しますと、まず教職員数が小学校中学校ごとに書いてあります。超過45hから80hっていうのは、ひと月の超過時間が45時間から80時間のもの。次が超過80時間超えのもので、100時間まではいかないという80から100のもの。そして、超過100時間超えという数でございます。平成30年度は、これ延べ人数でございます。80時間超えの教師、教職員が37名おりました。これは1か月に平均しますと6.16になりまして、括弧の中でパーセンテージ書いてるんですが、これはひと月のパーセンテージで約4%の人間が毎月80時間超えであったということです。中学校は、延べ人数が73人、これをひと月平均にしますと12.1になりまして、パーセンテージからいくと、括弧に書いてある16.2%になります。100時間超えが3人、小学校が3人でした。中学校が24名、これが右側の令和元年度見ていただきますと、ここですね、9月、昨年度までは45時間っていうところがですね。これはまだデータとして確認できていませんでしたので、昨年度の方は斜線でデータがございません。今年度から

は45時間以上っていうところにもですね目を向けておりますので、45時間から80時間が309人と185人、80時間から100時間が小学校で延べ人数13人で、ひと月平均にしますと、2.17人で1.4%、中学校が67人で、1か月平均にすると11.16人で14.1%になっています。100時間超えが小学校が2人、中学校が7人でございます。この表を見ていただきますと、働き方改革は少しずつ進んでるといことは御理解いただけるかなと思うんですが、まだまだ目安である45時間というところが守られているところではございませんし、80時間超え100時間超えも現状としては居るといところでございます。4番の西海市の取組っていうことで、学校で、それから市教委で何をやってるかっていうところを書いているんですが、資料の2番のほうに、県全体で取り組んでいる資料のほうがよくわかりやすいので、そちらで説明をさせていただきたいと思っています。

資料の2番を御覧ください。横書きのものです。まず、長崎県の教職員の状況が点線囲みの中の1番上を書いてあります。平成30年度の9月までの半年の延べ人数の状況がこの点線の中に書いてありますが、長崎県全体では、80時間超えの教職員が4,047人、ひと月当たり675人だったということで、小中学校教職員の8%である。校種別に見ると、小学校は1.4、中学校は19.6、これから見ますと、昨年度の段階では、本市の小学校の教員は平均よりも多い。中学校においては少ないということがわかります。今年度9月までの状況でいけば、小学校においては、県の平均、同様、中学校においては少ないという状況があります。実際どういうことに取り組んでいかれるかということで、その下の超勤対策会議における確認事項という表を見ていただきますと、表といいましょうか、囲みをですね。まず、80時間超えを無くそうということで、今後5年間でゼロにするっていうことで、平成29年度に、この会議で決められて、それを実施しているところです。今のところ令和3年度までには80時間超えをゼロにしようという県全体の目標になっています。その具体策として、定時退校日や月1回だとか週1回とかやっていますけれども、本市においてはですね、ほぼ週1回の定時退校日の設定ということで取り組んでおります。また、部活動が中学校においてはその超勤のですね、超過勤務の大きな原因になっておりますので、部活動休養日の設定をしましょうということを実際取り組んでいるところです。週2回の部活動休養日をやるっていうところも、本市においては、今、取り組んでいるところでございます。また毎月第3日曜日の、ノー部活動デーについても実施をしているところです。

右側に教育委員会が主にやるべきところになってくるかと思うんですけれども、書いてあるのが、統合型支援システムでありますとか、スクールサポートスタッフですとか、タイムカードICカード、このICカードのとこ

ろには西海市のも入っておりますけれど、県の中での7市町の中に入って、この時にはですね。この時には、先進的に取り組んでるということで書いていただいています。また、学校閉庁日ということでの設定ですとか、こういったここに書いてあるものを委員会としても指導しながら、実際に取り組んでいるということです。

またちょっと本資料のほうに戻ってください。本資料の西海市の取組として書いてある学校での取組ですとか、市教委での取組ですとか、これはですね、今あの、県全体の資料の中で書いてあることを本市でも取り組んでいると。ただ、全県、県下でも、あまりされていないこととしては、市教委の取組の②市教委の取組の2番目にある部活動指導員の配置につきましては、ほかの市町では東彼杵町で1人っていうことであるだけで、本市がですね。実際取り組んでいるところで、特徴的であるということだと思っています。5番目の今後の取組なんですけど、大きく3点、教職員の業務改善と情報セキュリティ強化に資する統合型校務支援システムの導入を進めたいと思っています。先ほど教育総務課の説明にもありましたけれども、光の道構想で専用回線が西海市内全域に実現できるということで、それに合わせた令和3年度の導入でできないかなと考えています。後ほどこのシステムについては詳しく説明をいたします。2番目の部活動指導員の増員ということで、現在、今、本土部の中学校4校に1名ずつ配置していますので、次年度はそれを倍の8名導入できないかなということで考えているところです。そして3番目に、新たな取組の検討ということで、業務分担の協議、それから学校の電話にメッセージ機能をつけられないか、そういったところでの新たな取組もですね、考えているところでございます。

今言った取組について詳細を説明したいと思います。先ほど横置き資料の2を見ていただいてよろしいでしょうか。資料の2の右側の下のほうになります。これが国がですねこのガイドラインを出したときに、ガイドラインQAっていうものも出されておまして、実際働き方改革を進めるときに、今ある学校の業務の分担を新たに考えていったほうがいいんじゃないかということでですね、資料として出されたものでございます。大きく三つに分かれておまして、1番上のところに基本的には学校以外が担うべき業務だろうと、①から④、それから二つ目の項目が真ん中のところの学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務であるっていうものが、5番から8番までの4項目、そして1番右側に教師の業務だが、負担軽減が可能な業務と考えられるものとして9から14の6項目挙げられています。ここをですね今実際、本市でやっている業務をして、どこかに改善すべきところはないかっていう視点でですね校長とも相談をしながら、校園長会でもここを紹介しながら、各学校の実態、地域の実態もありますので、特に1番左のですね、基本的には学校以外が担うべき業務ということで、例えば登下校に関する対応で

は、本市においては全ての学校で見守りボランティアっていうものがございます。そういったところで既にやっていたところもございまして、そういったところ、それから学校給食、徴収金の徴収管理ですとか、そういったものも、地域ボランティアとの連携、先ほど教育委員さんからもコミュニティスクールというのがございましたけれども、そういった活用も含めて考えていく必要があると考えています。真ん中のところなんですけども、調査、これ、学校の教師が担う必要がない業務もあるんじゃないかっていうところでの見直しを、ただ、校内清掃を今子供たち教員でやってますけど、それを実際地域ボランティア等に頼んでいいのかどうかと。そういったところも含めて検討はしていかなばいかなとかなと思っているところでございます。また右側の1番右欄ですけど、そこにサポートスタッフっていうのがございます。授業の準備、それから学習評価や成績処理にサポートスタッフの導入をっていうことで上げられているんですけど、実際これには新たな人材の活用、ひょっとしたら任用も出てくるのかもしれないので、検討が必要になります。

最後に資料3ということで、統合型校務支援システムについて説明をさせていただきます。この統合型校務支援システムというのが、実際、県下の中で同じシステムを導入して、県内、このシステムを導入した市町は全て同じ状況の中で、例えば教員が転勤をしても自分のパスワードを入力すれば、前に居た学校のと全く同じ状況のデータが使えて、自分のメールもまたそこで復活できるという、そういったものでございまして、それによって働き方改革が進むのではないかっていうことで導入しようということでやっているものでございます。事業効果としてはですね、左側の2番、下のほうですけど、事業効果っていう枠を御覧ください。共通のシステムを全県的に導入することによって、先ほど申しました人事等による教職員の業務負担を軽減して、人事異動に関係なくできる、超過勤務が縮減できる、教職員の児童生徒と向き合う時間が確保される、そういうその業務にかかる時間が軽減されるということです。学校における情報セキュリティが強化されるっていうことです。何をこれでやっているかっていうことで、説明をしたいんですがその次のページを御覧ください。この、システムとは何かっていうところなんですけど、まず、統合型支援システムというのは、一つ目の丸なんですけど、成績処理や出欠管理、情報共有、保健管理の掲示板などの統合した機能を有しているシステムということでまとめられています。どういうところに使うかっていうのが次に示しているところなんですけども、一つ目の中黒で成績情報とございます。子供の成績情報がシステムに入っているネットワーク上の中で見ることができます。児童生徒の成績の推移や得意苦手教科が、これはもちろん校内なんですけれども、個に応じた指導に生かせるということ。

出欠情報についても不登校への早期対応、またはインフルエンザ等への流行情報への対応ができるっていうこと。あと、健康診断票や受診勧告書と、この保健管理の情報も共有できるっていうこと。インターネットと分離した安全な回線ですので、情報は確実に守られるっていうこと、県にサーバーを設置し、ある場所にといいことで表現されるんですけど、クラウドが置かれていて、そこで情報管理を確実にやっているっていうこととございました。実際、子供たちが転校するときにも使えまして、転校するときの子供たちの成績情報ですとか、出欠情報もこのサーバーの中に入っておりますので、ペーパーによつての今までの手続等ではなくて、実際やりとりができるっていい良さもあるっていうことでした。

実際コストですが、次のページを御覧ください。ここに西海市のところが11番にございます。初期費と使用料というのがあるんですけど、初期費というのは、これは光回線を学校の内部に引き込んでコンピューターとつなぐことができるようにすることでございますので、こちらは随時、教育総務課さんのほうで取り組んでいただいておりますので、実際、この導入に至つては、使用料というところでのお金が必要になります。年間456万円。これが、西海市内全ての学校で活用するときの値段でございます。毎年これが456万かかるっていうこと。一応5年目までですけども、県が契約をしてるのが実際今のところ5年区切りっていうことで、またその後、継続ってことであれば新たに金額を見直すっていうこととございます。本資料に戻っていただいでよろしいでしょうか。今申しました、この統合型校務支援システムについてなんですけど、実際、先進的に取り組んでいる、大阪市とかでの統計では、年間230時間ぐらいの業務縮減ができたっていうこととございますが、実際長崎県としてはこの統合型システムで実際どれぐらいの業務改善ができるかっていうことで、年間100時間っていうことで一応試算をしているっていうこととございました。それによつて生まれた時間を子供と向き合う時間に充てられるっていうことでの考えがあります。あと、部活動をしていることも説明いたしました。学校の電話メッセージ機能なんですけれども、これらの情報交通課さんとも関係が出てきますので、先進的なところでいけば、長野県とか東京都で実際こうやっているところがありまして、メッセージ機能で、録音機能はつけてないってのが一般的でございます。録音機能をつけずにある一定時間になったら、一応学校の電話はこれで今業務を終わっておりますっていうことで、何かメッセージが流れるっていうことでやっているところです。以上、説明させていただきました。

教育長

分からんのは1番上ですね。児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合ってのが、具体的にどういふときなのかっていうのと、これを適用している人が現在いるのかっていうのが一つ目ですね。

二つ目は最初の1ページ目の資料ですけど、令和元年超過勤務、年間の状況って書いてるんですけど、年間の状況じゃないんですよ。9月までの状況で分らんのは、小学校153人しか先生がいないのに、何で309人になるのかとか、どっかに延べって書いてあるんですか。何でじゃここだけ延べなんですかという話ですね、下は13人って平均でしょう。もう一つ、この309人の中に、特例の臨時的な特別の事情の人とか入ったらデータがおかしくなるから、もしいるならば別に枠が要りますよね。この309人の中に特例の人は入っているんですか。

学校教育課長 一応ですね、この300と今言われた中に、特例と私たちのほうで、これは臨時的な特別の事情によるという理由での把握ができておりませんので、全て含まれた形になっています。実はそれぞれこれ延べ人数でございまして、超過80時間超えの例えば令和元年の13人も、9月までに80時間を超えた小学校の教員は延べ人数で13人でございます。

一応、Q Aって書いてあるところですけども、特別な場合ということで、児童生徒が例えば急にいなくなったとかいうときの対応ですとか、説明でそういうふうに一応捉えているんですけども、実際これが臨時的にっていうことで特別の事情っていうのが、それぞれ学校でその子供たちの重要な会議をしなければならぬっていうときのことで、一応捉えております。

教育長 これは例が示していなくて、校長の裁量ということになるわけですね、校長が臨時会議って言ったら、年間720時間働かせることこそおかしいんじゃないですか。校長判断で、あんたこれはもう生徒のためにとって、力の強い校長から言われたら720時間働かせられてしまうのですか。

学校教育課長 はい、一応ガイドラインのQ Aでは、今先ほど申したような学校事故等とかいうことでしか書いてありませんで、具体的にこの場合がこのケースはっていう、そういう具体までは示していないところです。・・・把握できていません。

村山委員 今現在のこの超過人数とかのデータの日々の勤怠の管理は、西海市はI Cカード全てされてるから、自動的に数字がわかったというような状態なんですかね。

学校教育課長 はい、お答えします。実際はそれでI Cカードで把握できるようになっております。ただ今回のこの超過勤務の中に在校等時間っていう捉え方がございまして、実際に学校に朝7時から夕方6時までいたとしても、その中に自己研鑽の時間って国は言ってるんですけど、例えば、直接、その授業に関

係ない新聞とかを読んだり、専門書をですね読むと書いてあるんですけど、これは授業に関係あるんじゃないかなと思うんですけど、そういったところの自己研鑽のために使った時間は時間から抜きましょうっていう指示があります。

村山委員 後から申告で引いてるってことですか。

学校教育課長 はい、実際の事例としては少ないんですけども、抜いたという事例もございます。

村山委員 分かりました。本人がICカードを引っ張った時間で、それからそういうのを引いて出してるってことですかね。

学校教育課長 そうです。

村山委員 言っているのかわからないんですけど、民間などでも、残業した場合でも引っ張って働くような状況は当たり前前の状況、まだあるんじゃないかと思うんですけど、その辺の管理というのは、学校としては指導は行き届いているんでしょうか。

学校教育課長 実際は殆ど無いので、今の報告あってる分はですね。ICカードで示された時間そのまま出てきているものが殆どでございます。

市長 先ほど教育長の補足ですけどね。その真ん中の令和元年度9月までのこの資料がありますね。分母とかを揃えんと小学校153人の教師がおって、13人が1.4%でって、これは意味が分かんわけです。結局、考え方として、これ、13人というのは6か月の間の分ですよ。ということは、小学校が153人の先生がおるということは、延べとか分母のですよ、この延べを考えると153掛ける6と考えていいと、そういうこと。それを分母として出しとかんと分かんですよ意味が。だからこれは153掛ける、分母が153掛ける6か。だから、918か。だからそこんたいもこうね、非常にこう、表としてさ非常にこう分かりづらいというか。何かこうね。・・・。

北島委員 ちょっと前提としての話なんですけれども、先生方はですね、子供たちのためにも昼夜本当頑張っておられるっていうのに対して敬意を払うという前置きをした上でですね、やはりこの辺、取り違えしないほうがいいのかなと。時短が目的ではないわけですよ。あくまで手段であって目的っていうのはやはり、健全なっていますか、心技体整った子供たちの教育にあるわけ

なんで、短くなった上に子供たちの学力が落ちるとかですね、これは1番良くないわけですから、まず、その中身の精査というのは当然こうしていかないといけないのかなというふうに思います。これはもう民間でも始まったことですね、働き方改革ご存じのとおりだと思うんですけども。やはりそこには、いかに生産性を高めるかっていうことが視点にあって、民間の場合なんですけども、それぞれに与えられた職務職責というものをその時間内に果たすことがまず効率性、生産性、そして評価につながるっていうのが前提なんです。やはり日本の場合、残業が美德化されるっていうところも、過去あったもんですから、そういった中で長くやるのは頑張ってるねっていう評価になっておったんですが、実際はそれが本当に生産性が高いものか、あるいは目的に沿ったものかって、やっぱり別問題だなんていうことできちんとそこに、評価とそれから効果の測定ということも同時にあわせて必要なのかなというふうに思いました。そういった中でですね、先生方っていうのは一人一人本当に個性も豊かでそれぞれあると思うんですけども、やはりそのためには先生方一人一人の努力っていうのもすごく重要だと思うんですよ。1番やっぱり先生方に求めたいのは子供に向き合う時間をたくさんとってほしいと思うわけじゃないですか。ここに国のほうが示してるような、少し削減省力化できるような業務っていうのはたくさんこう書いてありましたけれども、本当にそのパソコン作業一つにしても、教材を作るとか、表を作るとかいうのでもパソコンでさっき市長もおっしゃったけど、ショートカット一つとか、もう、ワンクリックで全部終わる作業ですね、うちの職員さんもそうなんですけどもなんか右から左に全部この手打ちで映してる人とかもいたりするわけですよ。こういう資料持ってきて、これを普通OCRで全部こうデータ化するじゃないですか、そういうのも手打ちしたりする人もいたりするわけですよ。すいません、うちのケースなんで、そういう方はいらっしゃらないかもしれませんが、そういったその職員さんに対して業務を効率化するという、同時にやっぱり研修もさせていくとかいうことをしていかないと、ただ時間が短くなればいいっていう話ではもちろんないというふうに思います。ちなみにですね、日本人の労働生産性っていうのは世界で最も低くてですね、OECDの中でも24位なんです。非常に低いです。だけど、労働者の質は高いっていうふうに言われててね、非常に矛盾なんですけども。ですので、是非そういった視点もね、本質的な視点も同時に持ちながら、この働き方改革を進めていただくということが大事かなと思います。ちょっともう一つだけ確認なんですけども、通常民間でいうと超勤する場合は必ず事前に届け出が必要なんです。いや、こっちで切ることもあるんですよ。いやそれはあんた、仕事のさばけ方が悪いから残ってるんでしょって、だめって。当然ですよ。本来8時間の中で業務しなくちゃいけないわけで、それ以上にここに書いてる特別の理由があれば仕方ないけども、そうじゃなかったらあな

たが効率悪いんだからって言ってそれで切るケースもやっぱりあるわけです。だから事前に必ず超勤は届け出を出していただくっていうのは、一般的なケースだと思うんですが、学校はどうなってんでしょうか。

学校教育課長 はい。ありがとうございます。実はですね教員のシステムっていうのが複雑っていいでしょうか、基本的にですね、企業の勤務時間とは、その在校等時間は違うっていうことなんですね。ですから、実際超勤っていうのが法的に決められているのが、我々はその教職調整額っていうのが4%ついてるんですが、それには校長が勤務を認める超勤4項目っていう項目だけが入っています。ですからそれを4項目っていうのがちなみに生徒の実習、それから、学校職員会議ですね、それから非常災害時、それから学校行事この4項目だけなんです。それ以外、そこまでは、普通の労働時間。ですから、一般企業でいうところの80時間超えだったら必ず面談をさせなければならないとか、そういう法的な義務も出てこないっていう状況が、まだ学校の特殊性があるなというところは感じています。

北島委員 超過勤務時間を出てる、80時間なりという方々の業務の内容というのは、そこで認められたものにしていて対象の業務ということなんでしょうか。

学校教育課長 ここに上がってきてるのが殆どそれ以外ということになります。

北島委員 それは、その超過勤務をするときには、許可が要るんでしょうか。許可取っていらっしゃるんでしょうか。

学校教育課長 もうこれは校長に許可を得るものではありませんので、超過勤務として認める校長の業務ではない。ただ、実際やっているのも超過勤務の4項目に近づいて関係するような子供のためのものであるから、これもその勤務時間として捉えて、教員の働き方改革を進めなければならないっていうのが方針ですね。

北島委員 誰が労務管理者なんですか。

学校教育課長 労務管理者は校長です。

北島委員 じゃ何で超過勤務の許可とか記入とかができないんですかね。

教育長 今課長も言ったとおりですけど、企業は例えばお金を出しますよね、超過した部分。教員の場合は、もうそれが4%の教職調整額で働かなくても何も

しなくても4%となっているんですよ。だから、4項目に当たるときだけは、お金出すんですよ、4%は別。だから、理屈としてはそういうことで、もう4%ついてるから、働けるだけ働きなさい。その4%がもう大きな足かせになっているんですけどね。だからその4%ははずして、全部校長が認めるような形になれば理想的だと思います。

寺本委員

そしたら、部活動も4項目に入らないんですか。そしたらもう、サービス残業じゃないけど、部活のそれが当たたら……。教育委員会の中では何度も言ってるんですが、今日、市長さんとの懇談なので改めて申しますが、部活に対して外部の指導者を入れるっていうことを、非常に僕は軽減する部分では賛成なんですけど、部活も小・中学校特に教育の一環として、特に中学ですけど、あってるわけで、それが外部の指導者が入った途端に勝つことが目的だったりする指導者が入ってくると、非常に教育の現場とは言えない状態になって、しまいには体罰だとか暴言っていうような形に発展しかねないので、これも教育委員会の中でしょっちゅうですが、そういう方に入ってもらうときには、よくよく吟味して携わっていただくようにと。あくまでもここ教育の場なんだということをですねお願いして、先生たちの負担を軽くしてほしい。

市長

言われたところの選抜というか、あれはどういうふうにするんですか。

学校教育課長

部活動指導員っていうことでお答えしたほうが、それとも外部指導者はずね、一応、ほかにもその部活動指導員とは別に、外部の方がそのお金なしにですね、ボランティアでっていうことになるのかわからないんですけど、これPTAとかの振興会とそれで校長と一緒にですね、人選といいましょつか、それでお願いをしています。実際今、西海市で部活動指導員につきましては、条件をつけまして、体育の教員の免許を持っているまたは教員の免許を取得予定の者という条件をつけた上で、子供たちの指導教育に当たるということを大事にしながら、ということをやっております。

北島委員

……。なんですけれども、例えばその点数づけとかですね。今、単純作業しかRPAはできないみたいですけども。かなりそういったものにも転用できれば相当効率化できるんでしょうか。

市長

教育の現場だけでなくですね、特にあの、いろんなこう資料ですね。統計関係のあれでもいろいろで、RPAが速い、打ち間違いもほぼないということですね、これは特に税とか何かのときには、非常にこう問題になりますので、そういう面ではかえって人よりも正確じゃないかなというようなこ

ともありますのでね、そういうところをちゃんと入れていきたいと思えます。それから、一つ気になったんですが、文科省のですね、平成31年1月25日のですね、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務ですか。この7番の校内清掃というのは、これは何でしょうか。

学校教育課長 はい、通常その、今昼休みが大体終わったぐらいに多いんですけど、掃除の時間というのがあります。掃除をですね、基本的にその学校の掃除を子供たちや職員でやっているっていうのは、海外では外部に委託してるところもあるっていう現状もありまして、そういったところでの見直し。

市長 私は反対の立場なんだね、それは世界中で子供たちが掃除してるのは日本ぐらいだと思うんですよ。これは海外からかなり賞賛されてるんですよこれは。それをね、それは世界標準にかえてこれは後退があると私は思うんですが。なんで文科省がそんなこと言うかなと。これは非常に疑問なんですね。

川南委員 掃除とか片付けというのは親のしつけるべき、小さいときから、そういう考え方。それを、そのしつけるべき事項を学校にさせてるっていうことになるんですね日本は。考え方の一つとして、うん。・・・それは、私は市長の言うとおりに思います。日本には日本の教育の文化というのがあるので、それは尊重していくべきかなと思うんですけど。でも、教室は自分たちでして、例えば、普段使わない外庭の隅っことかですね、そういうところまでやっぱりしなければいけない。ですけれど外庭掃除とか、それから、ふだんの掃除とは違ったトイレなんかも、家でもするけど大掃除みたいな手がかかるっていうのは、外部ボランティアとか業者さんを頼んでもいいんじゃないかなっていう考え方ですね。

市長 これは教室も入ってるんですか。

教育長 市長さんの仰るとおり7番も分からないですけど、6番が一番分からないですね。児童生徒の休み時間における対応って。僕らは先輩たちから休み時間とか昼休みに生徒と積極的に遊びなさい、その中で見えてくるもんとかがあると言われたのに、それを地域ボランティアに任せていいのかなとも思います・・・。

学校教育課長 例えば成績処理をサポートにとは書いてあるんですよ。それは無理だろうっていうのはですね。はい、話はしてます。・・・。

市長 何か御意見なかですか。今この働き方改革というのはですよ、やはりこれ

から本当に今後必要に、議論になってくると思うんですね、ただやっぱりこれ日本人というのが、働き方改革も根本的にですね、考え方を変えていかんとなかなか難しいところがあると思いますよね。しかしながら、やはり今ですね、社会一般見ても非常に過重労働に陥っているというような状況がありますね、働き手が今足りないというような状態が出てきておりますので、そういう改革も本当、身入れてやっていかなければならないというのは、もう分かっていることであります。しかしながら、なかなかね、理解できんようなところが、ありますんでね。そういうところも、学校教育としてですね、学校教育課としてはどうやったら先生のですよね、働き方と教育をですね、中身を濃ゆくして、そしてまた先生の負担を軽減していくというようなですね取組をやっていただければと思っているところでございます。なかなかこれ結論とか何かお話のですよね、まとめにくいところでもありますけども、今日はですね、いろんなまた貴重な御意見をいただきました。次回は来年度になるわけですかね、年に2回ですよ。

以上をもちまして、本日の総合教育会議を閉会させていただきたいと思っております。本日は、誠にありがとうございました。

(閉会)